

## 超小型モビリティに関する道路運送車両の保安基準等の基準緩和項目

## (1) 保安基準等の基準緩和

- ① 高速道路等を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に基準緩和可能な項目

内装材の難燃性	第 20 条第 4 項
座席取付強度、シートバックの衝撃吸収	第 22 条第 3 項、第 4 項
シートベルト取付強度 ※ <sup>1</sup> 、リマインダー	第 22 条の 3 第 2 項、第 4 項
座席空間、座席寸法	第 22 条第 1 項、第 2 項
年少者用補助乗車装置（ISO-FIX 等の一部基準）	第 22 条の 5
乗降口の転落防止装置の装備	第 25 条第 3 項
扉の開放防止	第 25 条第 4 項
前面ガラス強度等	第 29 条第 2 項

※<sup>1</sup>) シートベルトの装備義務を緩和するものではない

- ② 車幅が狭く、被視認性が二輪自動車に近いことから、二輪自動車の基準を適用すること等を条件に基準緩和可能な項目（車幅 1300mm 以下である場合）

灯火器関係 ※ <sup>2</sup>	第 32 条～第 41 条の 5
原動機（2 重アクセルリターンズプリング）	第 8 条第 3 項
走行装置（軽合金製ホイールの性能）	細目告示第 89 条第 3 項
施錠装置	細目告示第 92 条第 3 項
制動装置	細目告示第 93 条第 2 項、第 3 項

※<sup>2</sup>) 側面方向指示器（保安基準第 41 条）は、車幅 1300mm 以下、かつ、全長 2500mm 以下の場合のみ、二輪の保安基準を適用

- ③ ミニカー（原付四輪自転車）の事故実態（危険認知速度 30km/h 以下では、死亡事故が極めて少ない）に基づき、自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であることを条件に基準緩和可能な項目

インストルメントパネルの衝撃吸収	第 20 条第 5 項
シートベルト装備、強度	第 22 条の 3 第 1 項、第 3 項
前席ヘッドレスト装備	第 22 条の 4
サンバイザの衝撃吸収	第 45 条第 3 項

## (2) 破壊試験が免除される項目

以下の保安基準等については、少量生産車に適用される保安基準第 1 条の 3 に基づき、破壊試験（衝突試験）を免除することとし、構造要件を満たすことで基準に適合していると判断する（衝突安全基準を免除するものではない。）。

かじ取り装置の衝撃吸収	第 11 条第 2 項
燃料装置の燃料漏れ防止	第 15 条第 2 項
衝突後の高電圧安全	第 17 条の 2 第 4 項
衝突時の乗員保護（フルラップ・オフセツ	第 18 条第 2 項～第 5 項

ト前突及び側突 <sup>※3</sup> ）及び歩行者保護（頭部及び脚部）	
--	--

※3) ただし、以下に掲げる側突構造要件を満たすことが出来ない場合については、サイドインパクトビームによる安全対策を講じることを条件に基準緩和可能

衝突時の乗員保護（側突）	細目告示第 100 条第 13 項
--------------	-------------------